

資 料

洞 爺 湖 町 議 会 平 成 3 0 年 3 月 会 議
議 案 説 明 資 料

洞爺湖町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
（指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針） 第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるものとする。 (1)～(5) 略 (6) 指定地域密着型通所介護事業所は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。特に認知症（<u>法第5条の2第1項</u>の認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。	（指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針） 第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるものとする。 (1)～(5) 略 (6) 指定地域密着型通所介護事業所は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。特に認知症（<u>法第5条の2</u>の認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

洞爺湖町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防

サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
第4条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は、その認知症（<u>法第5条の2第1項</u>に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	第4条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は、その認知症（<u>法第5条の2</u>に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

洞爺湖町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護

予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 案	現 行
（内容、手続の説明及び同意） 第6条 略 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービスが第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき<u>作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができる</u>こと等につき説明を行い、理解を得なければならない。 <u>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</u> <u>4</u> 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、<u>第7項</u>で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。	（内容、手続の説明及び同意） 第6条 略 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービスが第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき<u>作成されるものであること</u>等につき説明を行い、理解を得なければならない。 <u>3</u> 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、<u>第6項</u>で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)及び(2) 略 <u>5</u> 略 <u>6</u> <u>第4項第1号</u>の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 <u>7</u> 指定介護予防支援事業者は、<u>第4項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1) <u>第4項各号</u>に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの (2) 略 <u>8</u> 略 (記録の整備) 第30条 略 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。 (1)～(5) 略 (指定介護予防支援の具体的取扱方針) 第32条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるもの	(1)及び(2) 略 <u>4</u> 略 <u>5</u> <u>第3項第1号</u>の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 <u>6</u> 指定介護予防支援事業者は、<u>第3項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1) <u>第3項各号</u>に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの (2) 略 <u>7</u> 略 (記録の整備) 第30条 略 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>2年間</u>保存しなければならない。 (1)～(5) 略 (指定介護予防支援の具体的取扱方針) 第32条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるもの
---	---

とする。 (1)～(8) 略 (9) 担当職員は、サービス担当学会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、<u>利用者及びその家族の参加を基本としつつ、</u>介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。 (10)～(14) 略 (14)の2 <u>担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。</u> (15)～(20) 略 (21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（<u>次号及び第22号において「主治の医師等」という。</u>）の意見を求めなければならない。	とする。 (1)～(8) 略 (9) 担当職員は、サービス担当学会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。 (10)～(14) 略 (15)～(20) 略 (21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（<u>以下「主治の医師等」という。</u>）の意見を求めなければならない。
---	---

<u>(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。</u> (23)～(28) 略	(23)～(28) 略
---	--------------------

洞爺湖町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例新旧対照表（第４条関係）

改 正 案	現 行
（地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数） 第４条 地域包括支援センターが担当する区域における第１号被保険者の数がおおむね３，０００人以上６，０００人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、原則として次のとおりとする。 (1)及び(2) 略 (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。次項第２項において「省令」という。）<u>第１４０条の６第１号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。</u>）その他これに準ずる者 １人 ２ 略 (1)～(3) 略	（地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数） 第４条 地域包括支援センターが担当する区域における第１号被保険者の数がおおむね３，０００人以上６，０００人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、原則として次のとおりとする。 (1)及び(2) 略 (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。次項第２項において「省令」という。）<u>第１４０条の６第１項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。</u>）その他これに準ずる者 １人 ２ 略 (1)～(3) 略

洞爺湖町個人情報保護条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
目次 第1章～第3章 略 <u>第4章 削除</u> 第5章～第7章 略 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) <u>個人情報</u> <u>個人に関する情報（法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人に関する情報に含まれる当該事業に関する情報を除く。以下同じ。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。</u> ア <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識がすることができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）</u>	目次 第1章～第3章 略 <u>第4章 事業者が保有する個人情報の保護（第29条―第32条）</u> 第5章～第7章 略 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) <u>個人情報</u> <u>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。</u>

<u>第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）</u> <u>を除く。））により特定の個人を識別することができるもの</u> <u>（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を</u> <u>識別することができることとなるものを含む。）</u> <u>イ 個人識別符号が含まれるもの</u> <u>(1)の2 要配慮個人情報 行政機関の保有する個人情報の保護</u> <u>に関する法律第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。</u> (2)～(4) 略 2 略 （個人情報取扱事務の登録） 第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を備えなければならない。 (1)～(7) 略 <u>(8) 登録される個人情報に要配慮個人情報が含まれているとき</u> <u>は、その旨</u> <u>(9) 略</u> 2～4 略 第4章 削除	(2)～(4) 略 2 略 （個人情報取扱事務の登録） 第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を備えなければならない。 (1)～(7) 略 <u>(8) 略</u> 2～4 略 第4章 事業者が保有する個人情報の保護
--	---

<u>第 2 9 条から第 3 2 条まで</u> 削除	<u>(指導助言)</u> <u>第 2 9 条</u> 町長は、事業者が個人情報の保護のために適切な措置を講ずることができるよう、事業者に対し指導助言を行うものとする。 <u>(説明又は資料提出の要請)</u> <u>第 3 0 条</u> 町長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、その事実を明らかにするために必要な限度において説明又は資料提出を求めることができる。 <u>(是正の勧告)</u> <u>第 3 1 条</u> 町長は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、審査会の意見を聴いた上で、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。 <u>(事実の公表)</u> <u>第 3 2 条</u> 町長は、事業者が正当な理由なく第 3 0 条の規定による説明若しくは資料の提出の求めに応じなかったとき又は前条の規定による勧告に従わなかったときは、審査会の意見を聴いた上で、その事実を公表することができる。この場合において、町長は、あらかじめ、当該事業者に対し弁明の機会を与えなければならない。
-------------------------------------	---

洞爺湖町情報公開条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
（実施機関の公開義務） 第6条 実施機関は、情報の公開の請求（以下「公開請求」という。）があったときは、公開請求に係る情報に、次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、当該情報の公開をしなければならない。 (1) 個人情報 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を含む。））により、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められる情報</u> (2)～(7) 略 2 略	（実施機関の公開義務） 第6条 実施機関は、情報の公開の請求（以下「公開請求」という。）があったときは、公開請求に係る情報に、次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、当該情報の公開をしなければならない。 (1) 個人情報 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められる情報 (2)～(7) 略 2 略

洞爺湖町特定個人情報保護条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 案	現 行
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（<u>これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。</u>）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。 （保有特定個人情報の提供先等への通知） 第29条 実施機関は、訂正決定に基づく保有特定個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有特定個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）<u>又は番号法第19条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第26条において準用する番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録されたものであって、当該実施機関以外のものに限る。）</u>））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。 （保有特定個人情報の提供先等への通知） 第29条 実施機関は、訂正決定に基づく保有特定個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有特定個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者<u>又は</u>情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止請求権) 第30条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（開示決定に基づき開示を受けた保有特定個人情報に限るものとし、情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。 (1) 次のアからオまでのいずれかの場合 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去 ア～エ 略 オ <u>番号法第29条</u>の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。 (2) 略 2及び3 略	(利用停止請求権) 第30条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（開示決定に基づき開示を受けた保有特定個人情報に限るものとし、情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。 (1) 次のアからオまでのいずれかの場合 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去 ア～エ 略 オ <u>番号法第28条</u>の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。 (2) 略 2及び3 略
---	---

洞爺湖町介護保険条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
（保険料率） 第5条 <u>平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u> (1)～(5) 略 (6) 略 ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）<u>（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）</u>が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 略 (7) 略 ア 合計所得金額が120万円以上<u>200万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 略 (8) 略 ア 合計所得金額が<u>200万円以上300万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの	（保険料率） 第5条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u> (1)～(5) 略 (6) 略 ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 略 (7) 略 ア 合計所得金額が120万円以上<u>190万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 略 (8) 略 ア 合計所得金額が<u>190万円以上290万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 略

(9) 略

2 略

第17条 町は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであつた者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科す。

附則

9 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合においては、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

イ 略

(9) 略

2 略

第17条 町は、被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであつた者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科す。

附則

9 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合においては、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

洞爺湖町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表（第２条関係）

改 正 案	現 行
附 則 （平成２７年度から<u>平成３２年度</u>までにおける保険料率の特例） ３ 改正後の条例第５条第１項第１号に該当する第１号被保険者の平成２７年度から<u>平成３２年度</u>までの保険料率は同号の規定にかかわらず２４，３００円とする。	附 則 （平成２７年度から<u>平成２９年度</u>までにおける保険料率の特例） ３ 改正後の条例第５条第１項第１号に該当する第１号被保険者の平成２７年度から<u>平成２９年度</u>までの保険料率は同号の規定にかかわらず２４，３００円とする。

洞爺湖町長寿祝い金条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(受給資格) 第2条 祝い金の支給を受けることができる者は、当該年度4月1日において本町に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき記録されている者で、当該年度内に満100歳及び満88歳に達する者で<u>当該誕生月の初日</u>に現存している者であって、満100歳の者については、本町に通算して10年以上住民基本台帳法に基づき記録されている者とする。 (祝い金の額及び支給時期) 第3条 祝い金の額は、100歳祝い金については20万円、88歳祝い金については2万円とする。 2 祝い金は、<u>当該誕生月の月末まで</u>に支給するものとする。	(受給資格) 第2条 祝い金の支給を受けることができる者は、当該年度4月1日において本町に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき記録されている者で、当該年度内に満100歳及び満88歳に達する者で<u>支給時期</u>に現存している者であって、満100歳の者については、本町に通算して10年以上住民基本台帳法に基づき記録されている者とする。 (祝い金の額及び支給時期) 第3条 祝い金の額は、100歳祝い金については20万円、88歳祝い金については2万円とする。 2 祝い金は、<u>毎年9月に支給する。ただし、支給時期までに100歳の誕生日を迎える者</u>にあつては、<u>当該誕生日</u>に支給するものとする。

洞爺湖町国民健康保険給付費支払準備基金条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<u>洞爺湖町国民健康保険事業運営基金条例</u> (設置) 第1条 国民健康保険事業の安定に資するため、国民健康保険事業運営基金（以下「基金」という。）を設置する。 (積立て) 第2条 基金として積み立てる金額は、<u>洞爺湖町国民健康保険特別会計</u>（以下「特別会計」という。）の歳入歳出予算で定める額とする。 (運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。 (処分) 第6条 町長は、第1条に規定する基金の設置の目的のため必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。	<u>洞爺湖町国民健康保険給付費支払準備基金条例</u> (設置) 第1条 国民健康保険給付費の支払準備金に充てるため、国民健康保険給付費支払準備基金（以下「基金」という。）を設置する。 (積立て) 第2条 基金として積み立てる金額は、<u>予算で定める</u>。 (運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、<u>国民健康保険特別会計</u>歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。 (処分) 第6条 <u>次の各号のいずれかに該当する場合に限り</u>、基金の全部又は一部を処分することができる。 (1) <u>保険給付費に要する費用に不足を生じたとき。</u> (2) <u>災害その他特別の事情により保険税の減免を行ったとき。</u> (3) <u>保険給付費等の増嵩により保険税の増税を行わなければならないとなったとき。</u>

洞爺湖町国民健康保険条例新旧対照表

改 正 案	現 行
目次 第 1 章 洞爺湖町が行う国民健康保険<u>の事務</u>（第 1 条） 第 2 章 <u>市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会</u>（第 2 条・第 3 条） 第 3 章～第 6 章 略 第 1 章 洞爺湖町が行う国民健康保険の事務 <u>（洞爺湖町が行う国民健康保険の事務）</u> 第 1 条 洞爺湖町が行う国民健康保険<u>の事務</u>については、法令の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。 第 2 章 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会 <u>（市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称及び委員の定数）</u> 第 2 条 国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号。以下「法」という。） 第 1 1 条第 2 項の規定により設置された市町村の国民健康保険事業の 運営に関する協議会（以下「協議会」という。）の名称は、洞爺湖町国 民健康保険運営協議会とする。 2 <u>協議会は、次の各号に掲げる委員を持って組織し、その定数は、当該 各号に定める数とする。</u> (1) <u>被保険者を代表する委員 4 人</u> (2) <u>保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4 人</u>	目次 第 1 章 洞爺湖町が行う国民健康保険（第 1 条） 第 2 章 <u>国民健康保険運営協議会</u>（第 2 条・第 3 条） 第 3 章～第 6 章 略 第 1 章 洞爺湖町が行う国民健康保険 <u>（趣旨）</u> 第 1 条 洞爺湖町が行う国民健康保険については、法令の定めがあるも ののほか、この条例の定めるところによる。 第 2 章 <u>国民健康保険運営協議会</u> <u>（国民健康保険運営協議会の委員の定数）</u> 第 2 条 <u>国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の 定数は、次に定めるところによる。</u> (1) <u>被保険者を代表する委員 4 人</u> (2) <u>保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4 人</u> (3) <u>公益を代表する委員 4 人</u>

(3) <u>公益を代表する委員</u> <u>4人</u> (出産育児一時金) 第4条 略 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。<u>次条第2項について同じ。</u>）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。 (葬祭費) 第5条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として<u>3万円</u>を支給する。 <u>2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行なわない。</u> (保健事業) 第6条 洞爺湖町は、<u>法第72条の5</u>に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。	(出産育児一時金) 第4条 略 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。 (葬祭費) 第5条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として<u>2万円</u>を支給する。 (保健事業) 第6条 洞爺湖町は、<u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第72条の4</u>に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増
--	---

(1)～(3) 略 (4) その他被保険者の健康の保持増進又は<u>保険給付</u>のために必要な事業	進のために次に掲げる事業を行う。 (1)～(3) 略 (4) その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業
---	--